

## 6. 宅地建物取引業者対象の アンケート調査結果

# 宅建業者対象の水害リスク情報提供 に関するアンケート調査

【調査方法】郵送による質問紙の配布・回収

【調査期間】2016年12月19日～2017年1月31日

【アンケート実施機関】

国立研究開発法人 土木研究所 水災害リスクマネジメント国際センター

【協力機関】公益社団法人全日本不動産協会滋賀県本部

公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会

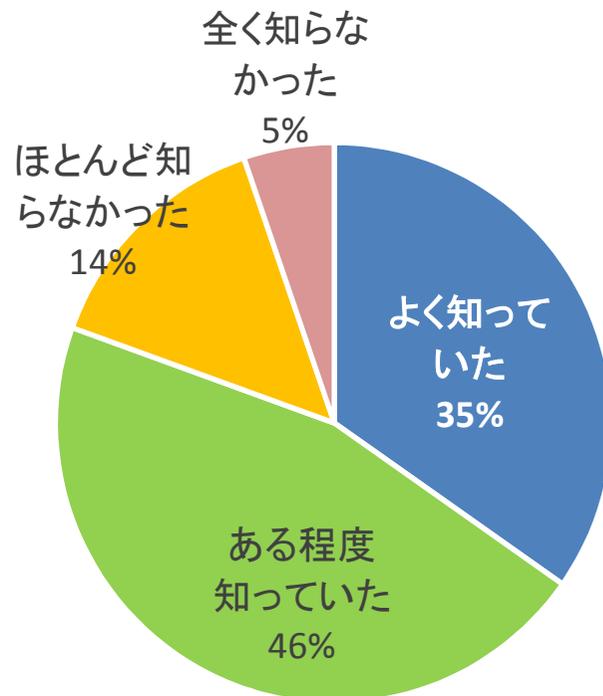
国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所

滋賀県土木交通部住宅課・流域政策局流域治水政策室

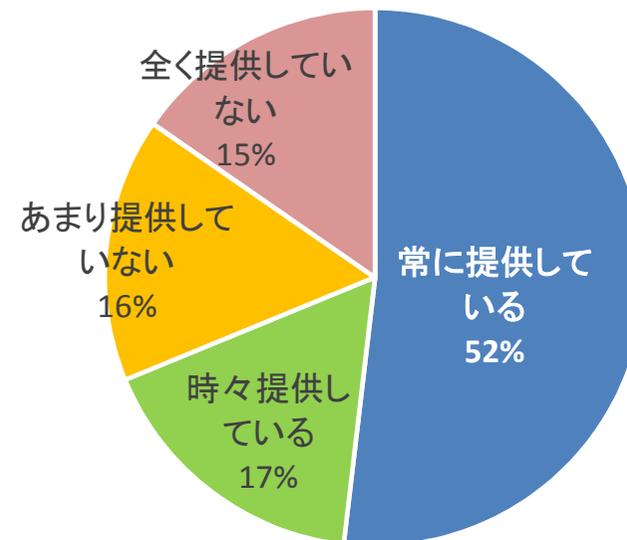
内訳	対象数	回答数	回収率
公益社団法人全日本不動産協会滋賀県本部参画の宅建業者	240	79	32.9%
公益社団法人滋賀県宅地建物取引業協会参画の宅建業者	755	191	25.3%
一般社団法人マンション管理業協会参画の宅建業者	15	5	33.3%
合計	1,010	275	27.2%

# 水害リスク情報の提供状況と 努力義務の認知度

◆ 宅地建物取引時の水害リスク情報提供の努力義務を知っていましたか。



◆ 宅地建物取引時に水害リスク情報を取引の相手方(お客様)に提供していますか。



# 水害リスク情報を 提供していない理由

後ほど簡単に提供できる方法を  
説明します。

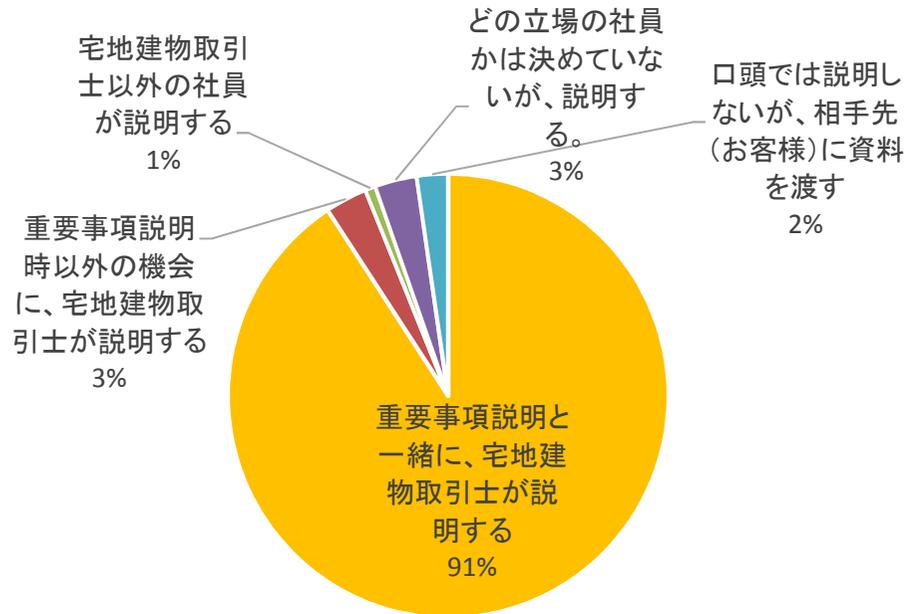
回答割合(約)	回答内容
4割	情報提供の努力義務があるのを知らなかった。
3割	間違った情報を伝えるおそれがある。
1割	何を説明したらよいかわからない。 取引先(客)に敬遠される。 努力義務であれば、提供する必要はない。

平成15年の判例等を参考に、水害リスク情報を提供することについて再考願います。

# 水害リスク情報の提供方法

地先の安全度マップが反映できていない  
最新の情報でない場合がある  
ので注意が必要です。

## ◆ 水害リスク情報を提供する際の 説明方法と説明資料



回答割合(約)	回答内容
8割	市町が発行している防災マップ
4割	滋賀県防災情報マップのホームページの印刷
2割	地先の安全度マップの市町単位でのマップ

条例では「洪水浸水想定区域図」の提供も求めています。

# 水害リスクを提供する際の 問題・必要な資料や仕組み

回答割合(約)	問題
4割	市町によって防災マップの情報が異なりわかりにくい。
3割	どのような情報を提供すべきかわかりにくい
回答割合(約)	必要な資料や仕組み
5割	県防災情報システムのページから相手方に配布すべき物件所在地の水害リスク説明書を印刷できる仕組み 説明用の様式

現状で対応できる範囲ではありますが、出来るかぎり簡単に資料作成、説明できる方法を説明します。